

**令和 7 年度 地方独立行政法人長崎市立病院機構
障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針**

令和 7 年 4 月 1 日

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が行う物品及び役務（以下「物品等という。」）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものである。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達にあたっては、当該契約が地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程第 20 条の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努めるものとする。
- (2) 障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努めるものとする。

3 調達目標

法人が令和 7 年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達額が、前年度の実績額を上回ることを目標とする。

4 対象施設及び対象物品等

- (1) 対象施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害者支援施設、地域活動支援センター又は障害者福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害者支援施設等」という。）又はこれらに準ずる者として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、長崎市長の認定を受けた次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 市内に存する障害者支援施設等で組織し、かつ、障害者の就労機会の確保等の活動又は事業を行う団体

- イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第 44 条第 1 項に規定する特例子会社
 - ウ 次の要件の全てを満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - (イ) 労働者に占める障害者の割合が 20 パーセント以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30 パーセント以上
 - (エ) 障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する在宅就業障害者又は同法 74 条の 3 第 1 項に規定する在宅就業支援団体
- (2) この調達方針において「物品等」とは、障害者就労施設等が製作又は加工して販売する物品若しくは提供する役務（印刷を含む）とする。

5 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表するものとする。
- (2) その他必要な事項については、別の定めによるものとする。